

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生妻沼線
- 三 道路の区域

旧 D	旧 C	旧 B	旧 新 A	旧 新 別
行田市大字北河原字立野一五〇 三番一地从から 行田市大字北河原字立野一六〇 四番一地从先まで	行田市大字北河原字立野一五九 四番一地从先から 行田市大字北河原字立野一六〇 四番一地从先まで	行田市大字北河原字陣場一三八 ○番地先まで	行田市大字北河原字陣場一四八 七番地先から	区 間
三・〇〇〃 三・〇〇〇	三・〇〇〃 三・〇〇〇	九・一〇〃 一一・五六	一一・三五〃 一二・七〇	敷地の幅員 (メートル)
五二・九九	七一・九七	九五・九〇	九五・二〇	延 長 (メートル)
				備 考